

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	3
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	7
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	8
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級職務区分表の一部改正	9
◎〃	9

## 人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

### 高知県人事委員会規則第14号

#### 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項に次の1号を加える。  
 (17) 一般社団法人高知医療再生機構

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

### 高知県人事委員会規則第8号

#### 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「公立学校職員の勤務時間条例」という。）第9条の2第1項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号。以下「警察職員の勤務時間条例」という。）第9条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間（職員の勤務時間条例第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間条例第9条の2第1項及び警察職員の勤務時間条例第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。第6条の6第1項において同じ。）に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第9条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

第3条の2第1項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。以下「職員の勤務時間条例」という。）」を「職員の勤務時間条例」に、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号。以下「公立学校職員の勤務時間条例」という。）」を「公立学校職員の勤務時間条例」に、「警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号。以下「警察職員の勤務時間条例」という。）」を「警察職員の勤務時間条例」に改める。

第6条の5第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「第18条第3項及び」を「第18条第3項及び第4項並びに」に、「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 職員の条例第15条第4項、公立学校職員の条例第18条第4項及び警察職員の条例第15条第4項の人事委員会規則で定める勤

務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間（職員の勤務時間条例第8条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第8条第1項及び警察職員の勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員の勤務時間条例第4条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第4条第1項又は警察職員の勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が別に定める職員を除く。） 次に掲げる日
- ア 当該月における日曜日
- イ 当該月における週休日の振替（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号。次号において「職員の勤務時間規則」という。）第4条第3項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第46号。同号において「公立学校職員の勤務時間規則」という。）第3条第3項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号。同号において「警察職員の勤務時間規則」という。）第3条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日
- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員の勤務時間条例第5条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第5条第1項又は警察職員の勤務時間条例第5条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（職員の勤務時間条例第5条、公立学校職員の勤務時間条例第5条又は警察職員の勤務時間条例第5条の規定により週休日とされた日）に限る。以下この号において「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が別に定める職員を除く。） 次に掲げる日
- ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日
- (ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日
- (イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日
- イ 当該月における週休日の振替（職員の勤務時間規則第4条第3項、公立学校職員の勤務時間規則第3条第3項及び警察職員の勤務時間規則第3条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が別に定める日

5 職員の条例第15条第4項、公立学校職員の条例第18条第4項及び警察職員の条例第15条第4項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

第6条の6第1項中「第11条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第11条第1項及び警察職員の勤務時間条例第11条第1項」を「第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間条例第9条の2第1項及び警察職員の勤務時間条例第9条の3第1項」に、「又は第3項に規定する日に」を「、職員の勤務時間条例第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間条例第9条の2第1項若しくは警察職員の勤務時間条例第9条の3第1項の規定により当該勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日又は第3項に規定する日(以下この項において「休日等」という。)に」に、「当該祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は第3項に規定する日」を「当該休日等」に改める。

第8条の2第1項第1号中「職員の条例第3条、公立学校職員の条例第4条及び警察職員の条例第3条に規定する正規の勤務時間(別表において「正規の勤務時間」という。)」を「正規の勤務時間」に改める。

別表第2の4の表中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改め、同表の4の表備考1中「祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに第6条の6第3項の人事委員会が指定する日」を「第6条の6第1項に規定する休日等」に改める。

別表第3の13の表及び15の表中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改め、同表の16の表中「人事委員会がその都度定める」を「その都度人事委員会が別に定める」に改め、同表の18の表中「祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに第6条の6第3項の人事委員会が指定する日」を「第6条の6第1項に規定する休日等」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第3号様式(第14条関係)

Table with multiple columns for employee information, including name, address, birth date, and monthly salary details. It includes sections for '年分給与内訳' (Annual Salary Breakdown) and '給与内訳' (Salary Breakdown) with sub-sections for '支給額' (Payment Amount) and '支払額' (Payment Amount). The table lists various allowances and deductions over a 12-month period.

備考 一般職の任用期満日の雇用等に際する条例第4条第4項の規定に基づく特定任用期満職員職務手当又は一般職の任用期満職員職務手当は任用期満職員職務手当又は任用期満職員職務手当」と、「勤続手当」とあるのは「勤続手当及び特別任用期満職員職務手当又は任用期満職員職務手当」と読み替えるものとする。

第 4 号様式 (第14条関係)

給与支給調書

年 月分

所属

ページ

職員番号 氏名										計 支給人員 人
給料(表・級・号給)										
給料調整額										
教職調整額										
小計										
管理職手当										
初任給調整手当										
扶養手当										
地域手当										
住居手当										
特殊勤務手当										
特 地・へき地										
準特 地・準へき地										
時間外勤務手当										
10.0割										
12.5割										
13.5割										
15.0割										
16.0割										
17.5割										
2.5割										
5.0割										
時間外勤務代休時間										
休日勤務										
夜間勤務										
宿日直										
宿日直 15割										
宿日直 5割										
管特手当										
管特手当 15割										
通勤手当										
単身赴任手当										
普指・産教										
定通・交替										
教員特別・被服										
期末・勤勉手当										
業績手当										
その他										
小計										
支給計										
減額										
短期掛金・健康保険										
介護掛金										
長期掛金・厚生年金										
雇用保険										
課税対象額										
所得税										
住民税										
貸付弁済金										
財形貯蓄										
物資代・差押え										
他控除										
控除計										
差引き支給額										
口座A										
口座B										
口座C										
現金										
その他										

備考 この様式において、「特 地・へき地」は「特 地勤務手当・へき地手当」を、「準特 地・準へき地」は「特 地勤務手当に準ずる手当・へき地手当に準ずる手当」を、「管特手当」は「管理職員特別勤務手当」を、「普指・産教」は「農林漁業普及指導手当・産業教育手当」を、「定通・交替」は「定時制通信教育手当・交替勤務手当」を、「教員特別・被服」は「義務教育等教員特別手当・被服代料」を、「業績手当」は「特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当」を表す。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。



職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 26 日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第 9 号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「別記第 3 号様式」を「別記第 3 号様式から別記第 3 号様式の 4 まで」に改め、同項第 2 号中「前号」を「前号に掲げる旅行」に改め、同条第 2 項中「前項第 1 号の」を「前項第 1 号に掲げる」に、「別記第 5 号様式」を「別記第 5 号様式から別記第 8 号様式まで」に改める。

別記第 3 号様式の次に次の 3 様式を加える。







**第6号様式 (第9条関係)**

旅行命令 (依頼) 変更簿 (外国旅行)		執行機関		旅行命令番号		作成日		年 月 日	
年度		決定欄		旅行完了		旅行完了		旅行完了	
予算種別 略科目等									
会計									
款項目節事業									
用務									
旅行期間									
緊急連絡先									
氏名									
バスポート情報									
バスポート氏名									
乗車区間 (乗車地～降車地)									
利用区分									
有料道路									
有料駐車場									
No.									
1									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
2									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
3									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
4									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
用務日時 (現地時間)									
都市名									
用務先の施設名称									
国名									
目的地									
支払の希望									
□概算									
□精算									

**第7号様式 (第9条関係)**

旅行命令 (依頼) 変更簿 (長期滞在型旅行)		執行機関		旅行命令番号		作成日		年 月 日	
年度		決定欄		旅行完了		旅行完了		旅行完了	
予算種別 略科目等									
会計									
款項目節事業									
用務									
旅行期間									
氏名									
乗車区間 (乗車地～降車地)									
利用区分									
有料道路									
有料駐車場									
No.									
1									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
2									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
3									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
4									
□有 □無									
出発地									
帰着地									
□復路も同じ									
用務日時 (現地時間)									
都市名									
用務先の施設名称									
国名									
目的地									
支払の希望									
□概算									
□精算									



(時間外勤務代休時間の指定)

第 9 条の 14 条例第 9 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例 (昭和 29 年高知県条例第 34 号。次項において「給与条例」という。) 第 15 条第 4 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月 (次項において「60 時間超過月」という。) の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間 (同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。) を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等 (休日及び代休日 (条例第 11 条第 1 項に規定する代休日という。以下同じ。)) を除く。第 4 項において同じ。) に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与条例第 15 条第 4 項の規定の適用を受ける時間 (以下この条において「60 時間超過時間」という。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務又は同条第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間 (次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年高知県条例第 1 号) 第 17 条若しくは第 20 条の規定により読み替えられた給与条例第 15 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項又は給与条例第 15 条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4 時間又は 7 時間 45 分 (年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数とを合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間) を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により 1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第 9 条の 3 第 1 項に規定する措置が 60 時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第 10 条第 1 項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。))」を削り、「(休日)」を「(条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改め、同条第 2 項中「希望しない旨」を「希望しない旨を」に改める。

第 11 条第 11 項中「基づく週休日」を「基づく週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間又は当該」に改める。

第 14 条及び第 15 条第 3 項中「週休日」を「週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改める。

第 16 条第 4 項中「週休日」を「週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日」に改める。

第 18 条第 3 項中「基づく週休日」を「基づく週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間又は当該」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第 12 号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 (平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 11 条第 1 項」を「第 9 条の 2 第 1 項」に、「第 9 条第 1 項において」を「以下」に改める。

第 8 条の 9 の次に次の 1 条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第 8 条の 10 条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、公立学校職員の給与に関する条例 (昭和 29 年高知県条例第 37 号。次項において「給与条例」という。) 第 18 条第 4 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月 (次項におい

て「60 時間超過月」という。) の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間 (同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。) を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等 (休日及び代休日 (条例第 11 条第 1 項に規定する代休日をいう。以下同じ。)) を除く。第 4 項において同じ。) に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与条例第 18 条第 4 項の規定の適用を受ける時間 (以下この条において「60 時間超過時間」という。) の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第 18 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務又は同条第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間 (次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年高知県条例第 1 号) 第 17 条若しくは第 20 条の規定により読み替えられた給与条例第 18 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項又は給与条例第 18 条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4 時間又は 7 時間 45 分 (年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数とを合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間) を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により 1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する措置が 60 時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。



第 9 条第 1 項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に、「行われなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第 2 項中「希望しない旨」を「希望しない旨を」に改める。

第 10 条第 10 項中「基づく週休日」を「基づく週休日、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間又は当該」に改める。

第 13 条及び第 14 条第 3 項中「週休日」を「週休日、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改める。

第 15 条第 4 項中「週休日」を「週休日、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日」に改める。

第 17 条第 3 項中「基づく週休日」を「基づく週休日、条例第 9 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間又は当該」に改める。

**附 則**

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第 13 号**

**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成 6 年高知県人事委員会規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 11 条第 1 項」を「第 9 条の 3 第 1 項」に、「第 9 条第 1 項において」を「以下」に改める。

第 8 条の 13 の次に次の 1 条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

**第 8 条の 14** 条例第 9 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、警察職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 15 号。次項において「給与条例」という。)第 15 条第 4 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60 時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間とする。

2 本部長は、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同

じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第 11 条第 1 項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第 4 項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与条例第 15 条第 4 項の規定の適用を受ける時間(以下この条において「60 時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務又は同条第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数
- (2) 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年高知県条例第 1 号)第 17 条若しくは第 20 条の規定により読み替えられた給与条例第 15 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項又は給与条例第 15 条第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4 時間又は 7 時間 45 分(年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数とを合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間)を単位として行うものとする。

4 本部長は、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により 1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、本部長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 本部長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 本部長は、条例第 9 条の 3 第 1 項に規定する措置が 60 時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第 9 条第 1 項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に、「行われなければならない」を「行わなければならない」に改

め、同条第 2 項中「希望しない旨」を「希望しない旨を」に改める。

第 10 条第 10 項中「基づく週休日」を「基づく週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に、「当該週休日又は」を「当該週休日、当該勤務日等における時間外勤務代休時間又は当該」に改める。

第 13 条及び第 14 条第 3 項中「週休日」を「週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」に改める。

第 15 条第 4 項中「週休日」を「週休日、条例第 9 条の 3 第 1 項の規定により勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日」に改める。

**附 則**

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**人事委員会告示**

**高知県人事委員会告示第 3 号**

給料表別級別職務区分表(昭和 32 年 11 月高知県人事委員会告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 23 日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第 6 の 3 級の項中  
「主任研究員(3 等級及び 4 等級)」  
を  
「主任研究員(3 等級及び 4 等級)  
科学捜査研究所副所長」  
に改める。

**高知県人事委員会告示第 4 号**

給料表別級別職務区分表(昭和 32 年 11 月高知県人事委員会告示第 1 号)の一部を次のように改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 3 月 26 日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第 1 の 3 級の警察の項中  
「主幹」  
を  
「主幹  
専門員」  
に改め、同表の 6 級の警察の項中「厚生調査官」を削る。  
別表第 2 の 6 級の項中「公安委員会補佐室長」及び「高齢者交通安全対策官」を削り、同表の 7 級の項中  
「警察本部の課長補佐(職務の級を 7 級に決定された職員に限る。)」  
を

「警察本部の課長補佐（職務の級を7級に決定された職員に限る。）  
公安委員会補佐室長」  
に、  
「科学捜査研究所長」  
を  
「科学捜査研究所長  
高齢者交通安全対策官」  
に改め、同表の9級の項中  
「南国警察署長」  
を  
「南国警察署長  
中村警察署長」  
に改める。